○役員及び各種委員等の報酬及び費用弁償規程

平成１７年３月３１日

規程第　　　　　７号

改正　平成１９年　７月　６日　規程第３９号

改正　平成２１年　４月　１日　規程第　６号

改正　平成２６年　５月２６日　規程第１８号

改正　平成２７年　５月２６日　規程第１４号

改正　平成２７年１０月　１日　規程第１９号

改正　平成２８年　６月１４日　規程第１８号

改正　平成２９年　４月　１日　規程第１２号

改正　平成３０年　３月２９日　規程第１８号

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人豊後大野市社会福祉協議会定款第２５条に規定する事業等を遂行するための役員及び各種委員等（以下｢役員等｣という。）に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

　（報酬の額）

第２条　役員等の報酬は、別表１に定める額とする。

２　ただし、役員等に行政職員等が含まれる場合は支給しないものとする。

　（報酬の支給方法）

第３条　報酬は役員等に選任された当月分から支給する。

２　役員等が任期満了、辞職、失職等によりその職を離れたときは、その当月分まで支給する。

３　日額により報酬の額が定められている役員等の報酬の支給日は、当該役員等がその職務に従事したときに支給する。ただし、必要に応じ、まとめて支給することができる。

（費用弁償）

第４条　役員等が、業務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規程により支給する旅費の額は、豊後大野市社会福祉協議会職員等旅費規程（平成１７年３月３１日規程第８号）に準じるものとする。

３　豊後大野市社会福祉協議会が主催する会議については、別表２に定める交通費を支給する。

（委任）

第５条　この規程に定めるもののほか、必要な場合が生じたときは、会長が別に定める。

　　　附　則（平成１７年３月３１日規程第７号）

この規程は、平成１７年３月３１日より施行する。

　　附　則（平成１９年７月６日規程第３９号）

この規程は、平成１９年７月６日より改正施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附　則（平成２１年４月１日規程第６号）

この規程は、平成２１年４月１日より改正施行する。

附　則（平成２６年５月２６日規程第１８号）

この規程は、平成２６年５月２６日より改正施行する。

附　則（平成２７年５月２６日規程第１４号）

この規程は、平成２７年６月８日より改正施行する。

附　則（平成２７年１０月１日規程第１９号）

この規程は、平成２７年１０月１日より改正施行する。

附　則（平成２８年６月１４日規程第１８号）

この規程は、平成２８年６月１４日より改正施行する。

附　則（平成２９年４月１日規程第１２号）

この規程は、平成２９年４月１日より改正施行する。

附　則（平成３０年３月２８日規程第１８号）

この規程は、平成３０年４月１日より改正施行する。

別表１（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 日額報酬 | 月額報酬 |
| 役員 | 会長 | － | ３０，０００円 |
| 常務理事 | － | ２００，０００円 |
| 理事 | ３，０００円 | － |
| 監事 | ３，０００円 | － |
| 各種委員等 | 評議員 | ３，０００円 | － |
| 福祉サービス等改善向上委員 | ３，０００円 | － |
| 公平委員会委員 | ３，０００円 | － |
| 地域福祉活動計画策定委員 | ３，０００円 | － |
| 表彰審査委員 | ３，０００円 | － |
| 指定管理施設等検討委員 | ３，０００円 | － |
| 地域包括支援センター運営協議会委員 | ３，０００円 | － |
| 中期財政計画策定委員 | ３，０００円 | － |
| 中期財政計画推進委員 | ３，０００円 | － |
| デイサービスセンター運営推進会議委員 | ３，０００円 | － |
| 評議員選任・解任委員 | ３，０００円 | － |
| 認知症初期集中支援チーム会議構成員※支援チーム担当医は別途 | ３，０００円 | － |
| 認知症地域支援推進連絡会構成員 | ３，０００円 | － |

別表２（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 距離（片道） | 交通費 |
| ２km未満 | － |
| ２km以上　５km未満 | ２５０円 |
| ５km以上１０km未満 | ５００円 |
| １０km以上２０km未満 | １，０００円 |
| ２０km以上３０km未満 | １，５００円 |
| ３０km以上４０km未満 | ２，０００円 |
| ４０km以上 | ２，５００円 |